

安心・安全なまちづくりは、地域の防犯対策から

# 家庭用防犯カメラの設置費を補助します

最大  
30,000円

## 目的

- 町民が安心して生活することができる地域づくりを推進する
- 防犯対策を推進することで効果的に犯罪を抑止する



## 五霞町家庭用防犯カメラ等設置費補助制度の概要

### 補助金額

30,000円を上限に、補助対象経費\*の2分の1（1,000円未満切捨て）

※防犯カメラ(モニター、録画装置を含む)の購入費および設置工事費並びに防犯カメラが作動している旨を表示する看板の購入費が対象です。

※1つの住宅に対し、補助は1回となります。

### 対象者

(主な要件)

- ・町内に住所を有し、防犯カメラを設置する町内の自宅に居住している、または居住する予定の方
- ・町税等を滞納していない方

### 対象となる防犯カメラ等

- ・自宅等（事務所等兼住宅も可。ただし、アパートは除く）の敷地内における屋外に設置し、継続して敷地内を撮影できるもの
- ・後日、必要な映像データが確認できる機能を備えるもの（スマートフォンのアプリやカメラ本体と別の録画装置による確認も可）
- ・防犯カメラ等の購入および工事契約は、原則として補助金の交付決定以後に着手し、令和8年2月末までに設置が完了するもの
- ・公的機関がおこなう他の補助を受けていない未使用品であって、借用品でないもの

補助金の申請・制度の詳細については、町公式ホームページをご確認ください。



### 申請の流れ

受付期間  
10月1日(水)~  
11月30日(日)

## 1 相談 → 2 補助金申請書の提出 → 3 工事着工・支払い → 4 実績報告・補助金振込



補助を受ける場合の要件や申請の仕方、補助金の支払いまでの流れを説明しますので、産業課窓口までお越しください。電話での相談も受付します。

※申請総額が予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。



申請書に所定の書類を添えて産業課に提出してください。※役場閉庁日を除く。

**電子申請**も可能です。

※原則として、申請に対する補助金の交付決定通知を受けた後に、防犯カメラ等の購入・工事契約をおこなってください。



**補助金の交付決定が通知されましたら**、購入・工事契約の手続きを進めて、代金の支払を2月末日までにおこなってください。

※補助金の交付決定後に計画の変更が生じる場合は、購入等の手続前に必ず産業課にご相談ください。



実績報告書に所定の書類を添えて産業課に提出してください。

**電子申請**も可能です。

補助金は、交付請求書の提出から約1~2か月後に指定の口座に振り込みます。